

高 第 6 1 2 号
令和 4 年 5 月 9 日

各	特別養護老人ホーム	}	施設長 様
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅	}	管理者 様
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		
	認知症対応型共同生活介護		

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設への抗原検査キット配付について

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび県では、施設内で感染者が発生した場合に、感染スピードが極めて速いというオミクロン株の特性を踏まえ、迅速に検査を実施することが、クラスターの抑止につながるとの考え方から、希望する入所施設に対し、濃厚接触者に対する検査を実施するための抗原検査キットを事前に配付することとしました。

については、抗原検査キット配付を希望される施設におかれましては、別紙を御参照の上、申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、政令中核市（千葉市、船橋市及び柏市）に所在する施設は対象外となります。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

野村 齋藤

043-223-2342

kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp